加茂商工会議所 会 員 情 報

加茂市幸町2-2-4 TEL52-1740 FAX52-4100 URL http://www.kamocci.or.jp/ E-mail info@kamocci.or.jp(代表)

NO. 371 号/R2. 8. 3 発行

◆新型コロナウイルス感染症対策 加茂市の新支援策が 8/3 スタート

事業継続給付金

※持続化給付金の対象にならない事業所の方

【対象者】

- ① 加茂市内に居住し事業実態がある個人事業主(全業種)
- ② 加茂市内に住所を有する法人事業主(全業種)ただし、大型チェーン店を除く
- ③ 令和元年7月までに創業し、継続して営業している中小企業者
- ④ 令和2年1月~7月までの任意のひと月における売上減少率が、前年同月比30%以上50%未満であること
- ⑤ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主・法人でないこと
- ⑥ 市税を完納していること
- ⑦ 国の持続化給付金支給対象外であること。

【給付額】 上限金額50万円 (ただし、昨年1年間の事業収入からの減収分が上限)

【必要書類】

- ①加茂市事業継続給付金支給申請書兼実績報告書 ②対象月の
- ②対象月の事業収入額算出表
- ② 今和元年の確定申告書類の写し (代替書類可)
- ③令和2年1月~7月までの事業収入額を示した帳簿等の写し ⑤誓約書
- ④振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】 令和2年8月3日(月)~9月30日(水)まで

加茂市三密対策支援金

※県の三密対策支援金の対象にならなかった事業所

新型コロナウイルス感染防止のために必要な衛生設備の導入及び衛生用品の購入等にかかった経費の補助を行います。

【対象者】

- ① 加茂市内に事業所を有する中小企業及び個人事業主(社団法人、財団法人、NPO法人等を含む)
- ② 市民に直接サービスを提供する施設を有する業種であること。
- ③ 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主・法人でないこと。
- ④ 市税を完納していること

⑤県コロナウイルス感染拡大防止対策推進支援金(三密対策支援金)を受給していない。

【対象経費】

令和2年4月1日~申請日までに支払った新型コロナウイルス感染予防に必要な次の経費

- ①衛生設備(飛沫感染防止パネル、非接触体温計、諸独設備など)購入費
- ②衛生用品(マスク、フェイスシールド、消毒用ウェットシートなど)購入費
- ※衛生用品の購入のみは補助対象外ですので、ご注意ください。

【補助金額】

5万円(下限)~20万円(上限)※補助率10/10、消費税は対象外

【必要書類】

- ①申請書(様式1、2) ②領収書などの写し(日付、品目、金額がわかるもの)
- ③衛生設備を導入したことが分かる写真 ④振込先口座の預金通帳の写し

【申請期間】令和2年8月3日(月)~令和2年12月28日(月)まで

新規市場開拓支援事業補助金

新たな販路を開拓するための展示会等 (インターネットサイト可) への出展経費またはHP作成等の経費に対して補助を行います。

【対象者】

- ①加茂市内に主たる事務所または事業所を有する中小企業者(全業種)および市内協同組合 ただし、大型チェーン店を除く
- ②市税を完納していること
- ③加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当する個人事業主・法人でないこと

【対象経費】

- ①令和2年4月~12月までに単独で出展した市外の展示会等(インターネットサイト可)に要する経費
- ②令和2年4月~12月までに自社のホームページ作成等に要する経費

【補助金額】上限金額…中小企業者20万円・協同組合160万円 ※補助率4/5、消費税は対象外

【必要書類】

①加茂市新規市場開拓支援事業補助金申請書兼実績報告書 ②事業費が証明できる書類

【申請期間】令和2年8月3日(月)~令和3年1月29日(金)まで

- ◆家賃支援給付金申請サポート会場 事前予約が必要です 8月5日(水)から産業センターに開設
 - ○会場 加茂市産業センター3階 ○対応時間 午前9時~午後5時
 - ○予約専用フリーダイヤル 0120-150-413

(受付時間:9:00~18:00・土日祝日を含む)